

参議院選挙
投票日
日時：7月10日(日)



第366号
2022年
5月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

ホームページ <http://chibarouren.org/> / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 366 号 URL 版 2022 年 5 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

メーデー集会・アピール行動

5・1 国民の要求掲げ

新型コロナウイルスの第6波が終息しない中、第93回メーデーが開催されました。今年は、県内の4つの駅前で、横断幕やプラカードを掲げました。ロシアがウクライナに侵略し、戦争に抗議する運動も併せて行いました。



コロナの影響下、駅前での宣伝＝5月1日・千葉駅前
と南米などの各国で一斉に国際メーデーが行われました。



市民向けアピール宣伝行動＝5月1日・市川駅前

メーデーの歴史

世界最初のメーデーは1890年5月1日です。今日では「働く者の祭典」としてお祭りムードが強くなっていますが、その歴史には労働者のたたかいが深く刻まれています。

メーデーの発端は、1886年に米国で8時間労働制を要求して行った労働組合のゼネスト（産業・地域ごとの一斉ストライキ）とデモです。多くの企業で労働時間を短縮させましたが、直後に「ヘイ・マーケット事件」など警察による弾圧が相次ぎ死傷者が続出しました。

要求の機運は世界中に拡大。1890年5月には、欧州

日本で初めてのメーデーは1920年5月2日で、当時はビラまきや集会開催により逮捕される時代でした。1万人以上が参加し、最低賃金法の制定などを求めました。しかし、1936年の「二・二六事件」により開催が禁止されました。メーデーは1946年に復活し、50万人が集まり「働けるだけ食べろ」と要求しました。その後、反戦運動や人員合理化反対など世相を反映したメーデーが毎年行われています。

コロナ禍のメーデー

新型コロナウイルスの影響で、この2年間は全国各地のメーデー集会の開催は困難でしたが、今年は多くの場所で集会が再開されています。また、集会開催は困難でしたが、オンライン集会を開催されました。アピール行動をするなど、各

地で様々な取り組みがされました。

各地域の取り組み

市川

JR市川駅北口で第 93 回メーデー第 2 回市川アピール行動「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう！」を標語に 70 人が参加。今年のメーデーは「平均賃金の日」とし、男女が共に働き始め男性の 1 年の年収を女性が 1 年を超えて働き、手にする日としています。全教市川の佐藤氏は教育現場の実態と教員不足などの問題を訴えると共に、平和と教育を守る立場で「武器で平和は守れない。憲法 9 条を守り、生かそう」と、訴えました。

市原

上総更級公園で第 93 回市原地区メーデーが開催されました。新型コロナを考慮し式典のみの形式をとりました。開会宣言から始まり、来賓の挨拶、決議案の承認をし、全体 100 人の参加者全員で労働者の権利向上や権利の拡大を確認し、閉会となりました。

千葉中央

第 93 回千葉県メーデー実行委員会は、千葉駅前で 1 時間のアピール行動を実施し、「メーデーとは？」のチラシ 400 枚を歩行者に配布しました。県内の 15 の労働団体と民主団体は、「いまずぐ最賃 1500 円以上に」「ロシアは直ちに撤退せよ」などの要求を訴えました。

柏

人数制限と時短と感染防止対策に配慮し、3 年ぶりに柏公園でメーデーが開催されました。209 人が参加し、各組合団体から訴えがありました。サイレントパレードでは、先頭の宣伝カーからの宣伝が柏駅まで続きました。

船橋

オンラインも含めて 150 人の参加で開催されました。第 66 回船橋地区統一メーデーは、東部公民館講堂、千葉土建船橋習志野支部、船橋二和病院をオンラインでつなぎました。労働組合だけでなく、市民団体、商工業・農業従事者など 40 団体と共同し、「市民の祭典」を行いました。

松戸

120 人が参加しました。6 月に実施される松戸市長候補予定の「原ゆうじ氏」と「市民が主人公の明るい松戸市をつくる会」が政策協定を結ぶ事が出来ました。各団体の状況や政治への思いを原氏と共に確認し、市長選必勝のための力強い集会になりました。

組合員拡大では全員加入し、共済加入にほとんどを加入させました。引き続き、組合員の権利を守るために組合として奮闘していきます。



オンラインも同時開催=5月1日・船橋東部公民館



駅前での集会とアピール行動=5月1日・松戸駅西口前



集会後の駅前での宣伝行動=5月1日・柏駅前

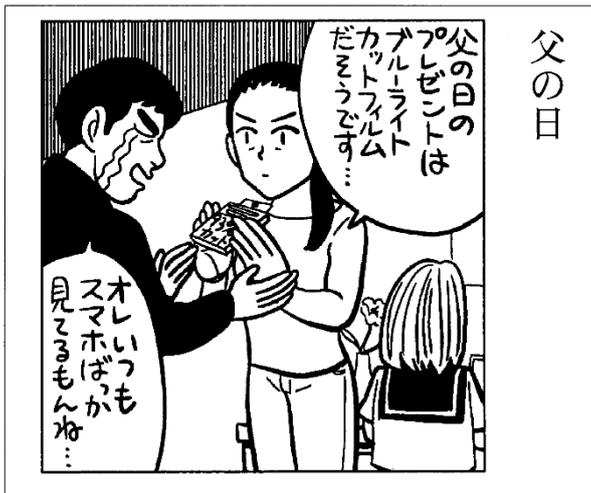


式典を開催=5月1日・上総更科公園

波 涛

消費税増税に伴い、物が値上がりする時は人生で何回かあった様に思う。一番最初に物に対し、税金がかかると知ったのは小学校 3 年生の夏だった。

消費税を知らず、レジで消費税にひっかかった。でも、親切な人はいる者で「3 円ないの？」と後ろの女性に声をかけられ「お金を返すのは、今度あった時でいいからね」と、言われた。見ず知らずの人だったので、返すっていつ、どの様に返金するのだろうと、子どもながらに戸惑った▼今では消費税は 10%だ。それに加えて、ウクライナとロシアの戦争に全世界が影響を受け、キャベツの値段が今や 2 倍だ。早く戦争が終わってほしい、とキャベツを見ながら深く思った。



【2面】

今こそ平和原則守ろう

憲法施行75周年

憲法記念日の 5 月 3 日、千葉県憲法会議と千葉県憲法共同センターは千葉駅前でアピール行動を行いました。15 団体 50 人が参加し、リーフレットを配布しながら、「憲法改悪を許さない全国署名」への協力を呼びかけました。

憲法会議代表幹事の高橋勲弁護士は「ロシアのウクライナ侵略を国際世論でやめさせよう。憲法施行後 75 年間平和を守ってきた。主権者として声をあげ平和原則を守り抜こう」「改憲に反対し、憲法を活かす政治の実現を」と訴えました。

そして、新婦人は「他国と軍事で対決すれば際限のない軍拡になる。核共有ではなく、日本は核兵器禁止条約に参加すべき」、民医連は「ウクライナからの避難民の健診で、閉鎖空間での不安感などの訴えに心が痛む。地域住民の命と健康を守る仕事をしている者として、憲法を守り、命を守る」とアピールしました。

そして、自治労連県本部の竹内敏昭委員長は「FB (FBとはフェイスブックの略称) に小学 4 年生の声としてお母さんが『本当の無敵は誰とも仲良くなること』と投稿していた」「公務員の先輩たちは「赤紙配達人」と言われ、戦場に市民を送り出した反省から『二度と赤紙を配らない』という想いで活動している」と決意を述べました。

最後に、憲法会議事務局長の田村陽平弁護士が「ロシアのウクライナ軍事侵攻により、改めて平和の大切さを実感している。平和は壊されてから考えるのでは遅い。外交と対話で平和を実現し、次の世代につなげよう」と締めくくりました。



駅頭で憲法改悪許さない訴え

安心して生活や働ける社会を目指し

4・23 コロナ何でも相談会開催

月に一回の何でも生活相談会開催

4月23日、千葉労連会場（12時～17時まで2回線対応）で何でも相談会が開催されました。弁護士1人と労働相談員2人が交代で対応しました。NHK昼のニュースの報道後は2台の電話が一斉に鳴りました。

その結果、11件の労働・生活相談が寄せられました。

千葉労連労働相談センターの戸村氏は3件の相談に対応しました。

58歳男性（自営業）は「コロナでイベントが無くなり収入が激減。同居の子どもの世話になっている。給付金の申請漏れの救済措置はないのか」と訴えます。

33歳男性は「正社員になる前提の試用期間中にコロナ緊急事態で解雇された。非正規で働いたが正社員の求人がない」「就職氷河期支援のようにコロナで失業・転職を余儀なくされた人を対象に就職支援を公的機関で行ってほしい」と話します。

50代女性は「心臓病による体力低下で仕事ができない。姉夫婦と同居で何とか生活しているがこの先どうしたらいいか不安」と訴えました。身近な支援が必要と判断し、地域の「生活と健康を守る会」に繋がりました。

相談員の戸村氏は「NHKニュースでの報道がこの問題での関心呼び覚まし、様々な声が届けられた」と言います。

国や自治体の施策の不十分さが浮き彫りになる中、国民のいのちとくらしに目を向けた施策を実現する政治への転換が求められます。



悩み解決のために奮闘する労働相談員

労働相談一ヶ月

～公契約条例で委託職場の改善を～

Q ①自治体から委託を受けた会社の相談センターで3カ月契約の勤務をしています。相談者の対応を短くするように言われました。その後、あなたのような親切で立派な人はいないといわれ、契約更新されませんでした。

②自治体からA社が委託を受け、更にB社が受託したコールセンターに派遣されて働いています。説明が長すぎるといわれ、反論したら、派遣会社から契約期間中なのに自宅待機になりました。理由はあいまいで、数をこなせという事だと思います。

③市役所の守衛業務の委託を受けて働いています。仮眠時間に電話が来ても仕事と認めてもらえず、残業代が出ません。

A 自治体の仕事が民間委託に出され、受託した会社の労働条件をめぐるトラブル相談が多くなっています。主に雇止めや賃金・労働時間・年休取得など、労働者としての基本的権利をめぐるものです。

①の場合は、不当な理由の雇止めに当たります。②の場合は、派遣労働者の無権利な実態を示すもので、自宅待機を理由に賃金を減額することは許されません。

③の場合は、典型的な労基法違反です。

自治体の仕事は、住民の生活と安全を守るためにあります。住民に対して親切丁寧に説明し、対応する事は当たり前の事で、労働法を守る事は当然です。

守らなければならない事を委託会社に守らせるためには、自治体が公契約条例を制定し、安ければよいという考えは改め、発注時点で適正な賃金を払う事など労働法を守ることや、自治体の仕事の特徴を理解することを義務付けることで解決します。【中林】